

会則 及び 規定

山梨県病院薬剤師会

山梨県病院薬剤師会会則

第1章 総 則

第1条 本会は山梨県病院薬剤師会という。

第2章 目的及び事業

第2条 本会は、会員の倫理的及び学術的水準を高め、臨床薬学、病院薬学及び病院薬局業務一般の進歩発達を図ることにより厚生福祉の増進に寄与するとともに、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第3条 本会は第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 薬学の進歩、病院診療所薬剤師の学識技能向上に関する事業
- (2) 病院、診療所薬局業務の近代化及び合理化の普及に関する業務
- (3) 病院診療所における医薬品の適正使用のための指針の作成等に関する事業
- (4) 公衆衛生の普及指導に関する事業
- (5) 学会、講演会、研修会の開催及びこれに対する協力に関する事業
- (6) 機関誌及び関係図書などの刊行に関する事業
- (7) 関係諸団体との協力に関する事業
- (8) その他本会の目的を達成するために必要とされる事業

第3章 会 員

第4条 本会の会員を分けて正会員と特別会員とする。

第5条 正会員は、病院、診療所及びこれらに準ずる施設に勤務する薬剤師を以てする。

- 2 正会員は本会所定の会費及び負担金を支払う義務を負う。
- 3 会費及び負担金の額は、総会において定める。
- 4 一度納入した会費は、理由の如何を問わずこれを返還しない。

第6条 特別会員は、転退職等により正会員の資格を失った者及び上記に該当しない薬剤師であつて、本会の目的に賛同した者で、それぞれ本会が別に定める会費を納入する個人とする。

第7条 本会に名誉会員をおくことができる。

- 2 名誉会員は、本会に特に顕著な功績のあった者のうちから理事会の推薦と総会の同意を経て会長が委嘱する。
- 3 誉会員については会費を免除する。

第8条 会員は次の事項のいずれかに該当する場合には会員の資格を失う。

- (1) 本人より退会の申し出があったとき。
- (2) 会費を1年以上滞納し、且つ、催告に応じないとき。
- (3) 死亡したとき。
- (4) 会員に本会の名誉を毀損し本会の目的趣旨に反するような行為があった時は、総会の決議を経て除名する事が出来る。ただし、総会は議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
- (5) 前項の規定による除名は出席者の3分の2以上の賛成を得なければ行うことはできない。

第9条 この章に定めるもののほか、会員に関し、必要な事項は細則で定める。

第4章 役員及びその他の機関

第10条 本会に次の役員を置く。

理事：10名以上30名以内、監事：2名、代議員：1名、補欠の代議員：1名

- 2 理事及び監事は、相互にこれを兼任することはできない。

第11条 理事のうち、1人を会長、4人以内を副会長とする。

第12条 会長は、本会を代表し会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し会務を掌る。
- 3 理事は会長及び副会長を補佐し、会務を分掌する。
- 4 副会長は、会長に事故ある時、あらかじめ会長の定める順位に従い、その職務を代理する。
- 5 理事は、会長・副会長に事故ある時、あらかじめ会長の定める順位に従い、その職務を代理する。
- 6 監事は、本会の会務及び会計を監査する。
- 7 監事は、毎年その監査の結果を総会に報告しなければならない。
- 8 代議員は、本会を代表し本会の総意を以て日本病院薬剤師会代議員会に出席する。
- 9 補欠の代議員は、代議員に事故ある時、日本病院薬剤師会代議員会に出席する。

第13条 会長及び監事は、総会において正会員のうちから選出する。

- 2 副会長及び理事は、会長が正会員のうちから指名し、会員に報告する。

3 代議員及び補欠の代議員は、選挙により正会員のうちから選出する。なお任期等選挙に関する事項は、一般社団法人日本病院薬剤師会定款に準ずる。

4 選出された代議員及び補欠の代議員は、理事として指名を受けるとともに、会長又は副会長を兼ねることができる。

第14条 各役員の任期は2ヶ年とする。ただし再選を妨げない。

2 副会長又は理事に欠員を生じた場合、会長は正会員のうちから指名し、会員に報告する。

3 補欠により就任した役員の任期は前任の役員の残任期間とする。

4 役員は、任期満了後も後任者の就任するまではその職務を行う。

5 役員は無給とする。ただし、役員には費用を弁償することができる。

第15条 本会に顧問をおくことができる。

2 顧問は、理事会の承認を経て会長が委嘱する。

3 顧問は、会の運営に関し、会長の求めに応じ、随時意見を述べる事が出来る。その任期は、委嘱した会長の在任期間とする。

第16条 本会の事務を処理するために、会長のもとに事務局をおく。

2 但し、事務局は、会長の委嘱により会長の属する施設以外に置くことができる。

第5章 会 議

第17条 会議を分けて、総会、理事会とする。

2 この章に定めるもののほか、理事会に関し必要な細則は、それぞれの会議の決議を経て決める。

第1節 総 会

第18条 本会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 通常総会は、毎年1回会長が召集する。

3 会長は必要があると認めるときは臨時総会を召集することができる。

4 正会員の5分の1、監事の連名、又は理事会の決議により会議に附議すべき事項を示して臨時総会を召集すべき旨の請求があった場合には、会長はすみやかにこれを召集しなければならない。

5 会長が正当な理由なく、前項の請求があった後1ヶ月以内に総会召集の手続きを行わない時は、請求者は総会を招集することができる。

第19条 次に掲げる事項は、総会の議決又は承認を経なければならない。

- (1) 会則の変更
- (2) 事業計画
- (3) 事業報告
- (4) 決算
- (5) 解散

第 20 条 総会は、正会員現在数の 2 分の 1 以上が出席しなければ開会することができない。

- 2 総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として表決を委託することができる。この場合において表決の委託者は総会に出席したものとみなす。
- 3 総会の開会にあたっては、議事録署名人を 2 名以上選出しなければならない。

第 21 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 正会員の現在数及び総会に出席した正会員の数
- (3) 総会に出席した理事および会員の指名（表決委任者を含む）
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過及び要領並びに発言者の発言要旨
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議事録署名人 2 名以上が署名しなければならない。

第 22 条 総会の議長は、総会招集者または正会員の中から総会招集者が指名する。

- 2 総会の議決及び承認は出席正会員（表決委任者を含む）の過半数により決する。可否同数の場合には、議長が決する。ただし、会則変更については出席正会員（表決委任者を含む）の 3 分の 2、解散の決議をするには総会員の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。
- 3 総会の召集は、少なくとも開会の 15 日前までに開会の日時及び場所を会員に通知すること。

第 2 節 理 事 会

第 23 条 理事会は、理事半数以上が出席しなければ開くことができない。

- 2 理事会は、会務を処理する機関であって、会長は随時必要な場合にこれを召集し、その議長となる。
- 3 本会の運営に関する事項は理事会で決定することができる。ただし、運営に関する重大な事項はその後の総会の承認を要するものとする。
- 4 理事の過半数又は監事から理事会召集の要求があった時は、会長はできるだけ速やかに召集しなければならない。
- 5 理事会の議決は、出席者の多数決による。可否同数の場合には議長が決する。

- 6 監事は理事会に出席して質問し、又は意見を述べることができる。ただし、表決に加わることはできない。
- 7 会長が必要と認める場合には、会長は理事以外の者を理事会に招き、意見を聞くことができる。ただし、表決に加わることはできない。
- 8 理事会の必要な細則は別に定める。

第6章 委員会

- 第24条 本会に委員会をおくことができる。
- 2 委員会の種類、構成及び任務、その他必要な事項は細則で定める。

第7章 会計および財産

- 第25条 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日に終わる。
- 第26条 本会の経費は、会費、寄付金、補助金、及び雑収入をもってあてる。
- 第27条 各会計年度において、剰余金を生じた時は、翌会計年度に繰越すものとする。ただし、総会の議決を経て、その全部もしくは一部を積立金とすることができる。
- 2 経費が不足した場合は、総会の議決を経て臨時に徴収することができる。
 - 3 数年を期して行う事業の継続費として総額を決めたものは、毎年度の支出額を事業完成年度までに逐次繰り越し使用することができる。
 - 4 財産の管理及び会計に関する規則は本章に定めるもののほか、総会の議決を経て別に定める。

第8章 附 則

- 1 この改正会則は次の日から実施する。
- 2 設 立 昭和50年 4月 1日
一部改正 平成 8年 6月 1日
一部改正 平成 9年 5月15日
一部改正 平成12年 5月24日
一部改正 平成27年 6月 4日

山梨県病院薬剤師会慶弔規定

【目的】

第1条 本規定は、山梨県病院薬剤師会の会員及びその家族に対する慶弔に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

【適用範囲】

第2条 本規定にて慶弔範囲を以下の通り定める。

- (1) 弔慰金を贈るのは、会員が死亡した時とする。
- (2) 弔電を贈るのは、会員の父母夫妻が死亡した時とする。
- (3) 祝電を贈るのは、会員が結婚したときとする。

第3条 見舞金及び記念品を贈るのは、会員が必要と認めたときとする。

【手続き】

第4条 第1条に定めるもの及びその関係者がこの規定の定めるところにより、慶弔を受けようとする時には、その旨を会長に届け出るものとする。

【慶弔金の額】

第5条 慶弔金の贈与額は別表の通りとする。但し、慶弔金は相当額の物品とすることもできる。

【その他】

第6条 この規定以外の慶弔については、本会の経過及び事情を勘案して会長が決定するものとする。

附 則

- 1 この規定の改正は、理事会の承認を得なければならない。
- 2 この規定は、平成3年6月1日より施行する。

慶弔規定別表

【弔慰金贈与額】

会員の死亡 : 15,000 円の花輪及び 5,000 円又は 20,000 円

新聞の死亡通知掲載 : 特別を除き行わない。

但し親族負担により本会名を利用することについてこの限りでない。

【見舞金及び記念品贈与額】

会長が決定する。

山梨県病院薬剤師会旅費支給規定

【目的】

第1条 本規定は、会務のため出張する会員に支給する旅費の基準を定め、会の円滑な運営と適正な支出を計ることを目的とする。

【出張命令及び手続き】

第2条 本規定における出張の範囲及び手続きを以下の通り定める。

- (1) 出張は、会長もしくはその委任を受けた者の発する出張命令によって行わなければならない。
- (2) 出張しようとする者は、事前に決済を受けるものとする。但し、緊急を要する場合は、この限りではない。
- (3) 前項により、県外に出張した者は、これに係わる業務内容を出張命令者に復命報告しなければならない。

【旅費の計算】

第3条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により計算する。
旅費の基準額は、別表のとおりとする。

附 則

- 1 この規定の改正は、理事会の承認を得なければならない。
- 2 この規定は、平成 3年6月1日より施行する。
一部改正 平成23年6月1日

旅費支給規定別表

【運賃】

県内・県外に関わらず実費を支給する。

【日当】

県内・県外に関わらず、1日 5,000 円を支給する。

【宿泊料】

県内・県外に関わらず実費を支給する。但し、最高支給限度額を 12,000 円とする。